

第7次改正（昭和47年6月24日公布 法律第100号）の概要

- ① 営業保証金の額を5倍に引き上げ、主たる事務所につき50万円、その他の事務所につき事務所ごとに25万円の割合による額とすること
- ② 宅地建物取引業者による集団保証を行うため宅地建物取引業保証協会の制度を設け、営業保証金にかえて弁済業務保証金分担金（主たる事務所につき10万円、その他の事務所につき事務所ごとに5万円の割合による額）を納めることができることとすること
- ③ 保証協会の社員である業者と宅地建物取引に関して取引した者は、その取引によって損害を受けた場合、協会の認証を受けた上で、協会が供託した弁済業務保証金から弁済を受けることができることとすること
- ④ 業者が協会の社員でない場合、営業保証金を供託した主たる事務所のもよりの供託所とその所在地を、また、協会の社員である場合、その協会の名称、住所、事務所の所在地、それに協会が弁済業務保証金を供託している供託所とその所在地を、顧客に対し、説明を義務づけること

※ 議員提案